

大蔵委員會議録第五十六号

(七三〇)

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長代理理事北澤 直吉君
理事岡野 清豪君 理事小峯 柳多君
理事小山 長規君 理事島村 一郎君
理事前尾繁三郎君 理事橋本 金一君
理事川島 金次君 理事内藤 友明君
理事甲木 保君 理事佐久間 徹君
理事西村 直巳君 理事三宅 則義君
理事早稲田柳右二門君 理事田中織之進君
理事前田榮之助君 理事竹村奈良一君
理事田島 ひで君

出席政府委員

大蔵大臣 池田 勇人君
大蔵府委員
大蔵事務官(主計局) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(法規課長) 平田敏一郎君
大蔵事務官(主税局長) 忠 佐市君
大蔵事務官(調査課長) 高橋 衛君
大蔵事務官(通商産業) 宮崎 晴君
大蔵事務官(政務次官)

委員外の出席者

大蔵事務官(国税庁) 村山 達雄君
大蔵事務官(得税課長) 谷川 寛三君
大蔵事務官 榎本 文也君
専門員 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

四月二十日
陶磁器製品に対する物品税撤廃の陳

第一類第六号

大蔵委員會議録第五十六号 昭和二十五年四月二十一日

情書(佐賀県西松浦郡東有田町有田陶磁器工業協同組合理事長中川原荒次郎外五名)(第八二二二号)
旧軍港市転換法制定促進の陳情書(舞鶴市長柳田秀一)(第八二四号)
積雪地帯住民に対する国税の適正化並びに平衡交付金に関する陳情書(岩手県議會議長村上順平)(第八二九号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件
米國對日援助見返資金特別會計からする電氣通信事業特別會計及び國有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本國有鐵道に対する交付金に關する法律案(内閣提出第六五五号)
昭和二十五年年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に關する法律案(内閣提出第一二五五号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二二号)
國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)
予算執行職員等の責任に關する法律案(内閣提出第一七五五号)

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案(内閣提出第一七七号)
釀工品貿易公団不正事件に關する件
清水市の反税デモ事件に關する件

○北澤委員長代理 これより會議を開

きます。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案、及び昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案の両案を一括議題として質疑を行います。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案、並びに昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案の両案に對しまして、質疑を行いたいと存じます。

今年はこの租税法が改正せられましたが、まだ國民によく徹底してない、かように私は考えております。政府當局はいかなる手段方法等によつて國民に徹底を期しておられますか。この辺をひとつ最初にお伺いしたいと思ひます。

○村山説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。今度税制全般にわたつて改正があつたわけでありまして、この最終的な解釈の確定に相当時間を要する状況にあります。目下統一的な解釈をつけるべく研究中でございます。大よそこの作業は四月一ぱいあつたかと思つております。従ひまして基本的なラインは、すでに法律並びに政令で明らかでありまして、ラジオ、新聞等を通じてありますので、近々宣伝に乗り出すつもりであります。ただ細目の解釈につきましては、昭和御承知の通り取扱ひについては、昭和

二十二年の通牒が出ておりました、それ以來たくさん出ました通牒を今度全部統一いたしまして、大体五月の末くらいまでには公開いたしたいという心組んで進んでおります。それまでの、さしあたり今年の六月予定申告の手続であるとか、あるいはその前の、前年よりも低い金額で予定申告をしようという人の、もしこの法律案が通りますれば六月十五日までにすべき承認申請等の手続につきましては、大体五月の初めごろから宣伝をいたしまして、納税者の方々に十分周知徹底いたしたい、かように考えておるわけでござい

うかということ、質問されたことがあるのであります。そういうようなことはもちろん行政官がやることであります。が、しかし行政官といへども、立法者に対してはそういうような事柄をときどき報告してもらいたい。またこういう観点に立ちまして細目をつつたというような場合においては、ぜひこれは國民の代表である国会にも第一に提出してもらいたい。かように考えておりますが、政府のお心持を開きたい。

○三宅(則)委員 今村山説明員は、細目の解釈につきましては、本年の五月ごろにでき上るであろう、こういうことを仰せになつておられますが、その細目がわかりましたならば、国会議員はもちろんのこと、皆様にわかるようにぜひひとつお配りを願ひたい。ややもいたしまして、法律は難解であると言われまして、國民大衆諸君は理解に苦しんでおるのであります。また国会議員でもなか／＼難解と言われております。それから、ぜひそれは國の上の方の方と區別はありませんが、一般にわたりやすく解説書を書いて、大衆にわかるようにやつてもらいたいと思ひます。細目をぜひ本委員会にも提出してもらいたい。私はかつての経験から考えまして、君は大蔵委員だ、それが、一体本年はどういうような計画でもつて税金をかけておるのである

まづたつたといふ三宅委員のおつしやつたことは同感でありまして、從來ともすると税法あるいは政令が出ましても、それに対する納税者の理解という点について、いささか欠けるところがあつたように思ひます。今度この大改正がございまして、しかも簿記はますます複雑になつております。従ひまして先ほど申し上げましたように、一般に公開通牒を出す計画を持つておられるほか、大体六月一ぱいまでは各所得ごとに、たとえば農業者ならば農業者ごとに、あるいは漁業者ならば漁業者ごとに、あるいは業者であるならば業者ごとに、それぞれ所得の種類ごとに分類いたしまして、さしあたり申告並びに納税に必要と思われる基本的な事項だけを、ごく簡単に書いたような解説書といふものが、それを一般に頒布する予定であります。その際には當委員会もぜひひと一度、こゝら願ひたい、かように考えて

おるわけにあります。

○三電(則委員)ただいままでの過去の税務官吏の方の実績方法を、ここに批判することは、私は好みません。けれども実際行われておりますと、注意書きがありますが、その注意書きが全般の人にわたるように書いてあるものでありまして、もちろんそういうことも必要でありますが、どちらかと申しますと商業者にしろ、もしくは農業者にしろ、自分に直接関係のないようなこともたくさん書いてある。あれを全般に罷みこなす人はきわめて少いであらう、こういうふうに言われておるのでありまして、私どもはもし解説を出し、あるいは納税者にその注意書きを配付になりますならば、先ほど村山課長の言われたように農業者は農業者、漁業者は漁業者に向くような解説書、商業者は商業者、工業者は工業者、それぞれその向きに適合するような解説書もしくは解説文を印刷されて、配付されたらよろうと思います。が、しかし今までの経緯によりますと、農業者も商業者も工業者もすべて一律一体に書いてあるので、何がどこから書いておるのであります。政府のような頭の良い方はけっこうであります。ところが、一般の人はとても忙しくて見ておられない。こういう階級がありますから、三段階にわけられて、その道に適合するようなものをお出しになることによつて、納税者は理解が早いであらう、かように考えておりますが、政府はそういう親切な態度をもつて向われる用意があまりよろうか、承りた

○村山説明員　ただいまのお話であり

ますが、まったく同感でございます。で、そのようにいたしたいと考えております。特にさしあたり出て参ります六月予定申告につきましても、営業者の方の申告書、あるいは農業者の方の申告の用紙、あるいは一般に変動所得と称せられておるところの平均課税を受ける方々の申告書、それらを全部別にして行きたい。従つて同時に説明も別になります。そのほかに一般的の解説書を出しますけれども、その解説書も各所得者ごとの解説書をつくりまして、自分が必要だと思われる解説書を読んでいただければ、事が足りるようになつた。今三宅委員の言われたと同じような考えをもつて進んでおります。

○三宅(則)委員 今村山課長のお話によりまして私は了承いたしました。ぜひ今後の納税事務に対しましては、民主体日本になりました対目、そういうような線に沿つて納税者が簡便に理解して、納税しやすいようにしていただきたいと思ひます。

次にお伺いしたいのは青色申告であります。これは法人もしくは個人等において行われておりますが、現在国税庁におきましては、全納税者に対するパーセンテージはどのくらいになつておりますか。資料なりあるいは参考文がありましてらお示し願いたい。

○村山説明員 今正確な資料はちよつと持ち合せておりませんので、大体の数字を申し上げます。三月末現在で、法人におきましては約四割五分の青色申告予定者の提出がございます。個人につきましてははまだ普及、宣伝が徹底しないためか、あるいは多少難解であるとお考えのせいか、比較率が低い

いわけでございまして、全体で四分程度でございます。しかしながら今度の改正税法によりまして、五月三十日までに青色申告の予定者が届け出て参りますれば、ことしの一月からそういう予定申告はあつたものと考えまして、全部有効にしたわけでございます。御了解のように青色申告につきましては、今年の所得税法当時に臨時措置に關する法律が出まして、一月末までに

届け出てくれということになつておりましたのを、今度五月の末までの締切りでいいということになつておりまして、目下税務官庁その他關係団体を通じて盛んに宣伝をして、できるならば青色申告にしていだきたいということを申し上げておりますので、最後の五月末で締切つた場合には、おそらくこの四分という数字は相当上るであらう。大体の見込みを申し上げますと、一割程度は個人でも出るのはなかるうか。またぜひともそこまで出していただくようにわれ／＼として宣伝して参りたい、かように考えております。

○三宅則委員 今の政府説明員のお話につきましては、大体私もその線を上げた、こういう線でありますが、ただ個人におきましては相当青色申告ということとは難解である。こういうことを今までの税務官吏が民衆に向つて宣伝しておつたせいがありますので、そのために躊躇をいたしておるということが往々あるのであります。しかし法律文といたしまして、あるいは規格といたしまして、あるいは内容といたしましては必ずしいかもしれません。が、本年一ぱいくらいはなるべく簡便な帳簿によつて、たとえば現金出納帳

あるいは銀行の出納帳、あるいは商品の売上帳とか仕入帳とか、これくらい三種の帳簿によつて大体認めてやるというふうな親心をもつて示されたかたならば、もう少しく上昇するのではないか、かように思うのでありますが、政府といたしましても穩便と云うては失礼であります、そういうふうな親切な態度をもつて臨まれる用意がありませんようか、承りたい。

○村山説明員 お答え申し上げます。ただいま青色申告の帳簿の様式は非常にくまなくお話しして、そのために出が異なる。政府はもう少し考えてはどうかというお話ですが、原則的にはまったく同様でございます。ただこの前省令そのものをいたしましたので、何しろ簿記を法律化したいたしましたので、規定を見ると非常にむずかしいようにも感ずるのであります。ところが実際に八百屋さんとか、魚屋さんとかいった具体的な商売をやっておる方に聞いてみますと、ほとんど書くことはないのであります。御承知のように一般の当座預金もあるわけでもございません。

けれども、私どもはそういつたことがた
たまく間違つておりまして、そのた
ために取消すとか、そういつたことは
できるだけ慎んで行きたい。先ほど三
宅委員のおつしやつた通り、少くとも
今年是最初のスタートであるから、納
税者と協力しながら、この制度を育て
て行きたいというふうに考えておるわ
けであります。

といひます事柄は、たなおろし商売
といふことでありまして、今度の国貨
庁の特例によりまして、昭和二十四
年の一月一日現在のたなおろし商品と、
二十四年十二月末日のたなおろし商品
とは、場合によりまして三分の一くら
いに値下りしたものがあります。これ
に對しましては、法人の方では時価
義、いわゆる現在の値段の主義であ
りますが、個人の方ではそうでな
かた。いわゆる二十四年一月一日現在
のたなおろし商品が、今でも国貨
庁の特例を設けまして、個人でも
値が下つた場合には時価でもつた
たなおろし商品と

を計算する。こういう詳細にせられたとは、まことによろしいことである。思つて賛意を表します。ただ私どもも中小企業もしくは零細なる商人等にもきましては、たなおろしといふものはいく月一日現在も、途中の現在も大し相違がない。でありますから青色申に對しまして、最初の期初のたなおし商品というものにつきましては、現在ほとんどかわらないといふふうな味合ひにおいて、政府はお考へになておられるだらうと思ひますが、そゝの裏実を承りたい。

○村山説明員　大体たなおし商品

つきましては、経済界は自分そう動いておりませんので、一般的に言つたらそうかと思ひます。ただこれは御承知のように、御商売々々によりましてななおるの時期が違ひます。それで大体最も商品の少いところで、たなおるしをする習慣があります。たとえば呉服物でありますれば、夏物から秋物に切りかわるときにたなおるしをする習慣になつておるわけでありませう。従つてそういうふうな季節的に本来かわる商売につきましては、若干かわつて行くだらう。しかしそのために全体を通じましては、たなおるし商品はそうはかわつて来ないだらうというように考へておるわけでありませう。

○三宅(則)委員 青色申告者に対して、参考までにこの際政府にお伺ひしたいと思ひます。

五月末までに青色申告をするのでありますが、そのときに期初の大なおるしはないものがあるかもしれませんが、そういうような場合においては、五月末日のときの商品をたなおるし商品として認定せられる御用意でありませうか。それとも多少何か便法がありませうか。これをお伺ひしたい。

○村山説明員 ちよつと法律の御説明を申し上げますが、今度の所得税法の附則によりまして、特例の認められますのは、一月一日からずつと例の青色申告の様式に従つて帳簿をつけて参つた人であつて、單に届出の遅れにおつた人は、五月三十一日までと言つて来てもいいというわけでありまして、従つて法律の直接予定しておりますのは、一応たなおるし商品はわかるといふことを予定しての規定であります。實際問題といひまして、もしわから

ないような場合がありまして、五月三十一日のたなおるし商品から、逆に推定するといふ場合もないわけではなからうといふことを、予想していいわけでありませう。

○三宅(則)委員 よくわかりました。私どもは零細企業に対し、もしくは中小企業に対してはその案を採用いたしませう。ただ私の心配いたしてあります。事務所得、今度の特例によりまして、農業者と同じ申告時期に相なると思ひます。これは煩瑣になると思ひます。それは大丈夫でありませうか。政府といひましてどういふお考えでございませうか。お伺ひいたしま

○村山説明員 これは煩瑣といひます。その数が全部七月末になりますので、一々核算して、誤算があつた場合に直していただくというやうな手数料に於いて若干ふえるという意味では、なるほど少し煩瑣であります。しかしながら考へてみますと、現在審査請求が大體百十八万くらい出ているわけでありませうけれども、これを今だに処理して参りまして、申告のときまでできるだけよい片づけなければ、その申告の成績そのものがかなりよくなりませう。また明確なものが出て来ると思ひます。従つてそういう内容から申しますと、かえつてお互ひの間に納得の行つた申告をちよつとだいできる勘定になるのでありまして、かえつて技術的には煩瑣を省くであらうといふやうに予想してあるわけでありませう。

○三宅(則)委員 私はこの際政府に今の実情をお伺ひいたしたい。といふのは今度の新法によりまして、審査請求に類するものは再調査と相なつたのであります。再調査につきましての實際であります。現在審査請求に属するものが、税務署内に相当残つておると解釈しておる。国税庁あるいは主税局になりまして、ずつと上の方でありますから、末端の方にはあるいは浸透しないかもしれませうが、要するに各税務署とも九〇%ないし九七%くらいは、税務署で審査請求の書類を片づけていまして、わかずかに二%、三%といふものが、地方の国税局にまわつて行く審査請求書であらうと思ひますが、その結果といひまして、全国を通じておる。何百万の納税者の中からわずかに二百案件と聞いております。これに對しまして、実情を政府といひましてお答え願ひたい。

○村山説明員 お答え申し上げます。大體納税者の数が今年には全體で七百五十万程度になりまして、これに對しまして、遺憾ながら更正決定を見ましたものが約四割の三百万ございませう。そのうち審査請求のありましたものが、約三分の一の百十八万といふわけでありまして、これは大體各局の報告によりまして、五月一ぱいにはあらかた処理がつく見込みでございませう。従つてこの中から訴訟に発展するもの、その前に局長の名前で正式に審査決定するといひませうか、あるいは訴訟といふものがどれだけ出るか今のところ予想はつきませんが、比較的少いじやないか。この審査請求をやつている数並びに更正決定で片づけるものが、前年の約半分以上になつておりますので、訴訟の教も相当減るであらうといふやうに考へております。現在の訴訟はお話のやうに約二百件でございませう。

○北澤委員長代理 それでは租税特別措置法等の一部を改正する法律案、及び昭和二十五年の所得税の大月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案の両案に關する質疑はあつたわけにします。

○北澤委員長代理 次に米國對日援助見返資金特別會計からする電氣通信事業特別會計及び國有林野事業特別會計に對する繰入金並びに日本國有鐵道に對する交付金に關する法律案、及び國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして、質疑を行います。西村直巳君。

○西村(憲)委員 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案に關しまして、先日來主計局長さんに大體お尋ねしました。特に川島委員から大臣に對する御質疑があるはずでありました。川島委員がお休みでありますので、私から大臣に簡單に御質問申し上げます。それから、ひとつ大臣の端の御答弁をお願ひしたいと思ひます。

御承知の通り今日恩給のベースが改正になりました。三七ベースで支給されておつたものが、たいへん助かつたわけですね。それに相順応しまして、國家公務員共済組合のいわゆる年金受給者も、さらに新しいベースにかえていただくというわけでは、これは善政であると思ふのでありますが、たま／＼終戦時に、この國家公務員法を制定いたしましたとき、大臣すでに御存じの通り、そのときに存在しなかつた陸海軍の共済組合、あるいはその他の外地の組合の年金受給者がきつめて外額な、精算段階における債權として年額わずかなものをとつておつた。しかも

その状態は全然同じ状態から發生してゐる。考へますればきつめて不合理である。また主計局長から、この点については不合理をお認めいただいたわけでありませう。法律論といひまして、現在の立法の状態におきましては、これは救う方法はないのであります。が、しかし長い間國家に同じやうな状態が奉公されて、そして晩年になつて、しかも年間わずか三百円あるいは二百円、多くて六百円という状態であり、片方の今回の改正法によつて救われる人たちは、平均一萬六千円くらいに年金をいただく。この間にきつめて不合理がある。しかもそれが海軍だけは大體調べましても、二萬数千人の方からも御質問があり、また院内におきましては、厚生委員會におきましてもこの点が請願になつて採択になり、参議院におきましても同様に採択になつております。この点につきまして結論的に申し上げますと、主計大臣といひまされまして、速急にこの不合理の是正措置をおとりいただくかどうかといふことではあります。先般主計局長その他のお話を承りますと、趣旨は大體もつともであるが、事務的にもかなりいろいろの難点がある。特に外地その他の全体の組合の構成を考へる場合におきましては、なるべく不公平のないやうにするためには、相當時間がかかるやうに私は受取れたのであります。その間に私におきまして、その人たちは精算段階の金で渡されてゐるやうなかつたやうになりますので、私もこれを立法措置では、一日もすみやかにこれを立法措置と手算措置の点から解決していただきたい。こゝういふ意味で大臣の政治と

してこの問題をお考えになつて事務上の多少の問題はあつても、どう押し切つていただけるか。そういう意味で大臣の率直な御方針をひとつお示しいただきたいと思つてあります。

○池田國務大臣 この問題は私もたびたび陳情を受けましたし、また最も切実な海軍関係の方々は、知己の人も多いので前から考へておつた問題であります。御承知の通り陸海軍の分は法的根拠がなくならずして、また外地の方も実務問題としてこれを行うのに非常な困難な問題があるのであります。

しかし政治的には相当考慮すべき問題であると思つて、先般来研究を續けておつたのであります。二十五年度の予算的措置をとるまでは至つていなかったことは遺憾であるのであります。けれどもお話の通りな問題でありますので、今後十分検討を加へまして、お困りの皆様方にできるだけのことをいたしたいと思つておる次第であります。

○西村(直)委員 大体の御趣旨はよくわかりました。ただ、できますればもちろん大臣としては、これは確約等はいろいろな関係でできないと思つてあります。なるべく近い機会においてやつていただける、こういうふうな方針をお示しいただきませんか。

○池田國務大臣 なるべく近い機会に実現するように努力いたします。できるだけ努力を拂つて行きたいと思つておられます。

○北澤委員長代理 内藤友明君。

○内藤(友)委員 池田さんが見えなくなりましたので、一つ二つお尋ねしたいことがあります。いつでありましたか記憶はつきりいたしません、私

があなたに見返り資金のことについてお尋ねしたことがあります。それは見返り資金というものは、率直に申し上げましてこれはもつた金か、借りておる金かということをお尋ね申したのであります。そのときあなたのお答えは、それはもつたものじやない、それはまだ償還の義務はあるのだというお答えを得たのであります。ところが、その後何の法律でありましたか、私あまりよく調べて来なかつたので具体的に申し上げられませんが、小沢郵政大臣がこの席にお見えになられて、そのことをお尋ねしたことが実はあつたのであります。ところが小沢郵政大臣は、これは速記録にはつきり出ておるのであります。今までの分は借りておるのだ。二十五年度の分はもつたのだ。まあこういうのはつきりしたお答えがあつたのであります。これは速記録を見ればつきり出ておりますからわかるのであります。

したが、もつたというのと借りておるのだという二つの事柄が、この速記録に実は出ておるのであります。そこでこれははつきりしておかなければならぬので、ことに昭和二十二年ごろからこの金融の問題は、一にかかつて復興金融金庫の問題になつたのであります。これが今日までいへばな批評の対象になつております。おそれく私はもう少し月日がたちますと、そのころのこの金融の問題は一にかかつて見返り資金の問題が、もういへばな議論の対象になると思つてあります。そういうときにそういうあいまいなことを、この大蔵委員会の記録の上に載せておくといふのはいけぬ。だから政府におかれては統一した解釈を

していただきたいということを、先般水田次官を通じてお願いを申し上げておつたのであります。これはいろいろ御相談があつたらうと思つたので、それをひとつお聞かせいただきたいと思つてあります。

○池田國務大臣 見返り資金の性質の問題につきましても、衆議院のみならず参議院でもたび／＼問題になつたのであります。私はその際にも答へておきました。その中で繰返しますが、見返り資金といふのはアメリカの援助でございまして、私はただいまのところ債務と心得ております。しかしこれは第二次世界大戦後の状況を見まして、講和條約によつてこれは免除はなつた。すなわち結果においてもつたことになつた場合があるのであります。しかしただいまのところは講和條約がない場合でありますから、私は債務と心得ておる次第でございます。し

これは見返り資金から電気通信特別会計へのお話を言われておるのであつて、見返り資金自体の性質のことを言われたことではないと私は想像いたします。

○内藤(友)委員 そうしますと、小澤さんのお話はそれはあなたの御想像でございとお話であります。しかしそれは私の聞いたところでは見返り資金の本質論にあつたのであります。でありますから今あなたのお答えの通り、これは借りておるのだ、まあ統一した解釈がせられておるものと了承していいと思つてあります。

○池田國務大臣 見返り資金を初めて運用いたしました場合におきまして、金利のことが問題になりました。昨年の七月、八月、この問題につきまして関係方面と折衝いたしましたのであります。當時は普通長期資金は一割二、三厘あるいは物によつては一割三分程度に相なつておつたのであります。し

これは見返り資金から電気通信特別会計へのお話を言われておるのであつて、見返り資金自体の性質のことを言われたことではないと私は想像いたします。

○内藤(友)委員 どうも今のお答えでは私はちよつと納得しかねるのであります。大臣のお心持や御気分分、五分五厘にしたり七分五厘にしたりせられるようなお答えでありますので、何だかどうもこれは私も理解しかねるのであります。なるほど住宅の建設ということはこれは大事なことであります。のであるべく安い利率が適當だと思つてあります。ところが農林方面の事柄も決してこれは大事なものでないとは考えられないのであります。この方も住宅建設以上にこれは安くしなければならぬじやないかと思つてあります。農林方面にお出しになるのが七分で、住宅建設の方にお出しになるのが五分五厘というのは、どういふ理由になつておるのであります。どうかそれをはつきりお聞かせいただき

これは見返り資金から電気通信特別会計へのお話を言われておるのであつて、見返り資金自体の性質のことを言われたことではないと私は想像いたします。

○池田國務大臣 見返り資金を初めて運用いたしました場合におきまして、金利のことが問題になりました。昨年の七月、八月、この問題につきまして関係方面と折衝いたしましたのであります。當時は普通長期資金は一割二、三厘あるいは物によつては一割三分程度に相なつておつたのであります。し

る国も外国におきましてはあつたのであります。しかし私はこういう金だからなるべく低い方を要求いたしました。そして七分五厘ときましたのであります。それで昨午国鉄あるいは電気通信に出します場合は、五分五厘のものもあつたのであります。公社あるいは特別会計の貸付金は利まわりは大体五分五厘というので行つております。これはきまつたものではないのであります。私は相手先を見まして金利は七分五厘あるいはそれ以下、こうきめたいと思つておる次第でございます。一般の私企業への投資はただいま七分五厘になつておるのであります。今回住宅公団の方への貸付金につきまして、昨午における国鉄と同様の五分五厘であつたかと記憶いたしております。

たいと思うのであります。

○池田國務大臣 原則は七分五厘で行つております。しかし公社、公団につきましては、特に公団には出しては五厘五厘が適当と考へておるのであります。その根拠はどうかと申されましても、これは市中金利とか、いろんな事業の採算の点から考へてきめるものでございまして、ただいまのところは、普通は原則は七分五厘、特別の場合は五分五厘といたしておるのであります。

○内閣(友)委員 まことにどうも明確でないお答えで、この問題についてはこれ以上は無益のこととありますから、お尋ねいたしません。

そこで私はもう一つお尋ね申し上げたいのは、先般この委員会でも審議されました銀行等の債券発行等に関する法律案というのが出て、従来の特殊銀行あるいは特殊企業機関に対して、優先先付あるいは優先出資をするということができるのであります。これにつきまして、その後おおよそどういふ方面にどれだけのとお話があらうか、あれはどういふことになつておりますか。それはもう全部出ましたか。いつごろ出るものでありますか。それをひとつこの際ついでであります。

○池田國務大臣 この見返り資金から銀行に出資いたします場合におきましては、従来の特殊銀行に出すという建前で行つてゐるのではないのであります。どの銀行にも出し得る態勢でやつておるのであります。ただ御承知の通り、従来の普通銀行は資本金に對しまして四十倍とかあるいは五十倍、こうう預金を持つております。従いまして

ある額を出資いたしましたとしても、出資金の二十倍ということになりますと、金融債の発行ができない。こういうところへは出資してやりまして、實際的には出資しないことになるのであります。たとえばある銀行は十億円の資本金で五百億の預金を持つてゐる。ここへ十億出資いたしましたとして二十億円になりまして、二十倍というところになりますから、長期債券を発行することができません。従つてそういうところには結果において出資がないということになるのであります。従来の特殊銀行でありました勸業銀行であるとかあるいは日本興業銀行、農林あるいは商工中金というふうな特殊な金融機関におきましては、出資に對しまして預金が一、二倍の預金を受入れたらとせんので、従つて出資をいたしましてただちにそれがもとになつて、長期債券が発行し得るといふ状況であります。

ので、ただいまのところでは日本興業銀行あるいは勸業銀行、北海道殖産銀行、農林中金または商工中金に出そうという計画を進めておるのであります。しかしからばそれだけの金がいづ出るかという問題であります。ただいまのところはまだ出ておりませんが、一番先にこの日本興業銀行であります。今週中かあるいは来週の中ごろまでは十億円が出ることを期待いたしております。他の日本興業銀行とあるいは北拓、農林中金等につきましては適当の時期に出す考へてあります。何分にもいさゝかな手続が急ぐので急いでおりますが、早急というわけには行かないと思ひます。

繰返して申しますが、興銀には今週中か来週早々には出ると考へております。

○内閣(友)委員 いつも私も私どもが不思議に思ふのは、興銀とかそういう金融機関にいち早く出て参りますが、農業関係でありますとかそういう方にはなかなか出がたいのであります。これは念に思つておるのであります。これは大蔵大臣のお心持から自然興業銀行あたりの方には御熱心になり、農村なかどうでもよいという心から、その方が遅れるのではないかと邪推するのであります。近ごろ農村におきましては営農資金が欠乏いたしまして、また風水害等の復旧資金もほとんどこのごろ欠乏いたしております。農村の恐慌はますます資金の面から深刻に入つておる現状であります。私も先づこの債券発行等に関する法律案を審議いたした際に、中金は相当額の優先出資をせられるというので、非常に早急の進捗のようになつて待つておつたのであります。これがいつのことやらわからなくなつて心細い氣持を持つたのであります。この際私はもう一つそれ以外にお尋ね申し上げたいのは、農林中金や商工中金が出資額の二十倍に相当する債券の発行をするというように、限度が拡張されておるのであります。これはもちろん私は國家資金がそこへ振り向けられなければならぬものと考へるのであります。政府はその債券引受けに、政府資金を思い切つて法律の示されてある限度までお出しなさるおつもりがあるかどうか。それをひとつお尋ね申し上げて、あなたに対する質問を終りたいと思ふのであります。

○池田國務大臣 私が勸業、商工方面を重視して、農林関係を輕視しておるというふうな考へでございまして、決してそうではないのであります。農林中金に對しましては、できるだけ早く出そうとして努力いたしておるのであります。しかし何分にも農林中金は、御承知の通りに十分な検査をすることがないのであります。従いましてもう二、三箇月前から嚴密な農林中金の検査をいたしまして、その内容を洗つてからにしようというので、検査いたしておるのであります。結果が最近のうちにつきまして、これによつて見返り資金を出そう、こういうのであります。しこうして興業銀行には十億の出しませんが、農林中金にはその倍額以上の二十二億円を出資しようという計画をいたしておるのであります。そういたしますと農林中金は、御承知の通りに今四億の出資でございしますが、これを倍額増資いたしまして八億円になります。そうして二十二億円を出資いたしますと、三十億の資本金になりまして六百億の預金あるいは長期債券を持つことになるのであります。ただいまのところ四百億程度程度の預金を持つておるから、二十二億円を出資して長期債券として二百億円を確保しよう。こういう計画をいたしておるので、あつて決して農林中金や商工中金を輕視しておるというわけではございませんから、その点は御了承を得たいと思ふのであります。しこうして農林中金にあつて政府資金を出すことにしてのお尋ねであります。政府資金と申しますと、多分お話は預金部の金だと思ふのであります。

こればかりくつから申しますと、まことにこもつともなお話で、われ／＼もそういうふうな考へのもとで進んでおるのであります。しかし他方預金部というものの性質から申しまして、できるだけ政府関係のものに優先的に出すべきだ、こういう議論が強いのであります。従いまして現在までにおきましては、原則として國債あるいは地方債の限度を越えなす場合には、地方公共団体に対する短期資金の供給に充てて、かういふふうになつておるのであります。ただ今後におきましては、預金部資金が相當にふえて参りますので、そういう地方債とか特殊の方面にのみならず、全般的にいよいよ零細産業の方面に出すよう今検討を加えております。が、ただいま預金部の金をもつて農林中金の債券を引受けますというのを、ここではつきり申し上げる段階に至つておりません。

○北澤委員 農林中金、竹村余良一君。

○竹村委員 この際内閣委員の御質問のあとで、大体はつきりいたしましたので、対日援助資金のことについて一、二点だけお伺ひいたします。まず大臣は、これは一応債務である、講和條約後においては、あるいは債務でなくなるかわからないが、しかし現在においては債務であるということ、はつきり御答弁されたのでございします。そういたしますとこの見返り資金は結局現在の状態のもとにおいては、あるいはというところは別問題といたしますれば、やはり返済しなくてはならぬ、かういふふうに考へておりますが、この援助資金の積み立てられましたが、先般来いさゝ／＼明細をいただいたのでございしますが、それに

よりますと、大体向うからの援助物資というものは、国民が金を拂つておるものでありまして、国民が金を拂つておるものを一応政府において積み立てられておる。そしてこれを電氣とか国鉄その他に投資される。まあ貸し付けられる、あるいは繰入れられるということになるのであります。そうして、今度、今度は債務となつてこれを返還します場合に、これはやはり一応国家の債務になりますので、国民全体がまた再びその負担を税金その他の形で返さなければならぬのか。あるいは投資された国鉄とかその他から上るところの収益をもつてお返しになるのか。その点の考えをばつきりお聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 私は債務であるのだいまいと心を得ておるのであります。しかしして講和條約によつて債務でないことになれば、そのままであるものであります。これが講和條約において日本へのアメリカの債権ということになつた場合においては、処置につきましては、これは別途考えなければならぬと思ひます。御質問の点は、これが債務であるから、見返り資金から繰入れたり何かしたものは、その債務の担保になるという問題は別個の問題で、私はそれは考へておりません。

○竹村委員 それでは、これが大臣のおつしやるように債務となつた場合におきましては、その返済の方法は、一体どういふような構想を持つておられるのか、お伺ひしたい。

○池田国務大臣 これはそのときに考へべき問題だと思つておるのであります。債務ときまつた場合には、どうい

うふうな返済方法をするかという問題につきましましては、そのときの情勢によつて考へなければならぬと思ひます。ただここで申し上げることは、たとえれば見返り資金から私企業に出して船をつくる場合、その船が向うの債権の担保になるということは、考へておりません。

○竹村委員 そのとき考へるべき問題であるといふことは、もちろんいろいろな世界情勢のもとにおいては、そういうことも考へられるかもしれませんが、けれども、しかし一応債務となつた場合におけるところの見通しを立てるに必要なことだと私は考へるものであります。たとえば港開港を促されていろいろな形において、再び国民の血税によつてこれを返済するということにならば、援助物資で入りましたところの品物に対する代金は支拂つておいて、そしてまた再び債務として国民の肩にかかつて来るというところは、国民として耐えられないことではあります。またもう一つは、今これは担保になるのではないとおつしやいましたけれども、もしそれが返済する能力がなくて担保になるといふことになるならば、非常にたいへんなことになるかと私は考へるものであります。そのときに考へるというだけでは、この使道に對しまして、私たちはその簡単に賛同でき得ないのであります。これに對しまして、今大臣が答へられたように、そのときに考へるというだけでは、現在では何らの構想も持ちあがりません。この点を再びお聞かせ願ひたいのであります。

○池田国務大臣 先ほどお答へした通りでございまして、もし万が一債務とすることが確定いたしましたならば、その際に適当な措置を講じたいと思つております。

○北澤委員長代理 西村直巳君。○西村直巳委員 私は御質問ではあります。実は静岡県の清水で、納税に關しまして大きな問題が起つておること、あるいは大臣のお耳にも入つておることと思ひますが、新聞に出ておりますように、生活を守る会の會員が、名古屋の国税庁から更正決定が参りました。そして街頭へ出た場合に大勢の群衆がついて歩いた。そのために百七十七名動員された。三十名の共産黨の地区委員長その他が検挙された。こういう状況を私は新聞で見たのであります。が、国税庁の長官、あるいは代理の方でもけつこうでありますから、ひとつ大蔵委員会にその実情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田島(ハ)委員 先ほどの見返り資金の問題につきましまして、ちよつと関連して大臣にお尋ねしたい。大体よくわかりましたが、援助物資そのものは日本の債務になる。しかし見返り資金は、援助物資が入りましてから、拂ひ下げられようと、在庫になつていようと、やはり四十五日の間に当然それだけのドル資金を積み立てることになつておりますが、税金が入つておられますか、やはり国民の積み立てたものと通つてあります。これは一般に言われておる通りであります。この見返り資金の運用について、何處も今まで問題になりませんが、日本政府がばつきりした自主性を持つておるかいけないか。その

点をお答へ願ひたい。

○池田国務大臣 見返り資金の運用につきましましては、われ／＼の方で運用計画を立てます。その順序を申し上げますと、各関係省の者が材料を持つて集まりまして、安本で計画を立てて、その計画によりましてそれを査定した上、大蔵大臣がそのきまつたものにつきまして、承認を得ることになつておるのであります。発案はこちらの方でいたすことになつておるのであります。

○田島(ハ)委員 発案はこちらでいたすというお答へでございしますが、そういたしますと、これはこの前小澤大臣に聞いたのであります。見返り資金の運用につきましまして、覚え書や何かの相当強固なものが来ておるところが、ありますが、こゝういふものに対して、日本政府のとられる処置はどうか。その点を一応はつきりお答へをいたしたいと思ひます。

○池田国務大臣 向うの承認を得ることと相なつておりますので、實際問題といたしましては、見返り資金を出しますときには、承認を受けることにいたしております。

○田島(ハ)委員 結局向うの承認がなければできない自主性のないものであるというお答へのように承りました。その点は別といたしまして、援助物資が入つて参りますに對しまして、日本政府の選択権といふか、そういうものはもちろんないと思ひます。その点のはつきりしたお答へを伺ひたい。いろいろ資料をいただいたのですが、資料の中で私どもまだはつきりしない点があります。輸入物資の滞貨を見ても、日本に必要なものが

相当入つて来ておると思ひますので、そういうものと関連いたしましたして、援助物資の中にも相当そういうものがあるのではないかと。いつでしたか、「日刊東洋経済」の中には、薬品だつたと思ひますが、使ひものにならない、あるいは必要でないようなものが、相当入つて来ておるということを私は読みました。その点につきまして、援助物資が債務だといふと、そういう必要のないもの、あるいは滞貨となつて日本の産業を圧迫するやうなものが、相当入つて来ておるのではないかと。これは相當ゆゆしい問題であると思ひますので、その点のお答へを承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 ずつと前、見返り資金特別会計ができていない前におきましては、當時の日本の状況から申しまして、これがいるといふことを言つて送つて来た場合に、それが不必要になつた場合もないことはないものであります。しかし本年度においては棉花と小麦が主でございまして。中に石油がある程度ありますが、ただいまのところは今お話のような薬品などはなく、こちらと相談して輸入することにいたしております。

○北澤委員長代理 次に昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を議題といたします。本案に對しましては、ほかに御質疑はございせんか。

○前尾委員 ただいま議題となりまして昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案に對しては質疑もありませんので、質疑を打ち切り、なおまた簡

単でありますから、討論を省略いたしました。ただちに採決に入られんことを望みます。

○北澤委員長代理 ただいまの前尾君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北澤委員長代理 御異議ないようです。本案に対する質疑はこれをもって打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○北澤委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○北澤委員長代理 次に昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案を議題といたします。本案に御異議ございませんか。

○小山委員 ただいま議題となりまして昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案につきましても、質疑もないようでありますから、質疑を打ち切り、討論、採決に入られんことを望みます。

○北澤委員長代理 ただいまの小山長規君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北澤委員長代理 御異議ないようです。本案に対する質疑は打ち切り、といたします。

本案に關しましては、三宅則義君提出にかゝる各派共同提案の修正案が、委員長のもとに提出せられておりますので、この際提出者より修正案の趣旨説明を求めます。

○三宅(則)委員 ただいま議題になりました昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案に対する修正案を、各派共同提案といたしまして提案いたしましたから、ここに案文を朗読いたします。

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案に対する修正案

昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二條中「原形に復旧するもの」としての場合に要する金額に相当する金額の下に「にその超える金額の三分の二に相当する金額を加えた金額」を加える。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

以上の通りでありまして、本案に關しましてはたび／＼政府当局とも意見を交換いたしました。この法案に盛り込まれておりますところは、いわゆる暴風、洪水、高潮、震災等の災害のあつた場合におきましては、これを審議いたします。ために、河川、海岸、堤防、砂防設備、道路、港湾等にこれを適用するものでありまして、ぜひ本案に對して皆さんの御賛成を得たいと思ふ次第で、提案をいたしました次第であります。

○北澤委員長代理 修正案の趣旨説明は終了しました。

これより昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案及び各派共同提案の両案を一括議題として討論に付します。討論は通

告順によつてこれを許します。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私は自由党を代表いたします。ただいま議題となりまして昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案に對しまして、賛成の意を表したいと思ふ次第でございます。

この法律案の趣旨は、災害に對してはするいゝゆる暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により生じた災害に對しましては、政府が一箇所の工事費用十五万円以上の災害に對しましては、これを負担することになつておるのであります。まことにわが国といたしましては、当然国庫負担でなければならぬというところを感ずる次第であります。ことに先ほど申しました

が、河川、海岸、堤防、砂防設備、道路、港湾その他の橋、水利等に對しましては、相當の費用を國家が負担しなければならぬことは當然であります。で、私がここに喋々するまでもないのであります。本案の適用により、わが國の災害に對しましては、國庫負担によりまして、地方の啓蒙に貢獻いたしました。かように考えまして、自由党を代表して賛意を表する次第であります。

○北澤委員長代理 竹村余良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたします。本案のうち修正案の部分を除く原案、並びに修正案に對しまして、希望の條件を付しまして賛成の意見を申し述べざる者であります。

まず私はこの希望の條件の第一といつたしましては、本法律案が成立いたしましたとしても、予算的措置におきましてはまだ不十分の点が相當部分あるのであります。この部分についてはこの法

律案の完全なる実施を行うために、ぜひ臨時国会において補正予算の組まれることを第一條件といたすものであります。

その次には本法律案によつて災害復旧の名のもとに、いろ／＼今日うわさされておりますところの、たとえば軍事的道路の復旧とかそういう点だけを重点に置かれるのではなく、全國各地におけるところのいろ／＼な復旧事業、しかも農地等に關係するところの部分等を特に重点に置かれて、生産増進の面に重点を置かれたところの復旧事業の実施を要するものであります。従つて本法案についてはこういうような二つの点を要望いたしまして、共産党はこれに賛成するものであります。

○北澤委員長代理 討論は終局いたしました。

これより本案及び修正案を一括議題として採決に入ります。まず三宅則義君提出にかゝる各派共同提案の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○北澤委員長代理 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○北澤委員長代理 起立総員。よつて本案は修正議決せられました。

○竹村委員 私議事進行でお願いしたいのでございますが、午後本委員会が開かれますとしますならば、現在新聞紙上において非常に問題になつて

おりますところの鉱工品貿易公団の不正事実、あるいは各公団における不正が連日新聞紙上ににぎわしておるのであります。新聞によりますならば、またこれの不正によるところの赤字といふものは、一般會計から繰入れなければならぬというところが流布されておりますので、われ／＼としてこれに重大関心を持たざるを得ないので、午後開かれます委員会において、これの責任官庁である通産省あるいは安本等の、もし大臣でなければ次官等をお呼び願つて、ぜひこの問題についての質疑をいたしたいと思ふので、お諮り願つて出席方をお願いいたしたいのであります。

○北澤委員長代理 承知しました。午前はこの程度で休職いたします。午後二時より再開いたします。

午後二時三十分休憩

○北澤委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

然お知りにならなかつたのか。あるいはまた少しは知つておられたのだけれども、いろいろな情勢でこれを遅延されるうちにこういう大きな問題になつたのか。あるいはこれに對するところの、大体現在までの判明している状態等を詳細にお伺いしたい。

○官報政府委員 答へ申し上げます。今回の鉱工業貿易公団公金費消事件につきましては、政府といたしましては、もかかると不祥事件を惹起いたしましたことについてはまことに申訳なく、ここに遺憾の意を表する次第でございます。ただいま竹村委員からの御指摘の中に、司直の手が伸びるまでそのまゝにいたしておつたか、かようなお言葉もあつたようでございますが、実は本件は、もちろん司法権がみずから発動することに対しては、何ら容喙いたすわけに参らぬわけでありまして、その点は別といたしまして、通産省みずから告発をいたしましたとして、しかし東京地検の手が動いたということが現実の状況でありますので、この点だけは御了解をいただきたいと思ふのであります。

・事件の概要を申し上げますと、現在までに判明いたしておりますところは、大体次のようであります。昭和二十五年一月中旬、鉱工業貿易公団鉱産部の十二月末の銀行預金残高の照会をいたしましたところ、銀行預金としては十二月中に入金になっております百七十七万円が、鉱工業貿易公団の帳簿には未収入となつておつたわけでございます。まだ収入しておらないということになつておりましたものが、銀行の勘定では収入になつておつた。こういうまことに正常でない状況を発見いたしましたし

たので、これを押しまして調査いたしましたところ、総額七千八百五十万円の公金費消事件を発見したのである。このことにつきまして残念ながら当時の状況は、総裁、副総裁等におきましてそのてんまつな報告がありません。三月の二十九日に至りまして、公団総裁から口頭をもつて通産省に報告があつたのであります。通産省の当局といたしましては右の報告の遅延したことにつきましては、十分その措置の不適當であつたことについて、総裁に對して適切な指示、訓戒をいたしましたのであります。そのときにいまだ檢察庁に對する処置が未了でありましたので、さしあたり善後処置を講ずると同時に、四月の七日付をもちまして通産省から東京地方檢察庁に告発をいたしましたような次第であります。

被害の金額につきましては、総額は先ほど申し上げた数字であります。まず第一の問題は、鉱産部経理課の出納係の早船暴言、これが本年一月より行方不明でありまして、一昨十九日築地署に自首いたしまして逮捕されたものであります。横領容疑の金額は石油、コークス代金は二十口、六千四百九十五万九千九百九十九円七十九銭であります。

第二は元産部経理課商品係川村哲の自供にかかるとあります。この川村は昨年七月退職いたしました。現に新日本海運興業株式会社の取締役、四月十五日に逮捕になつております。これが昭和二十四年六月末、産業復興公団へ支拂うべきスラップの代金を約三箇月間流用し八月末早船と共謀して右金額補充のため、産部への輸入物資拂下げ代金をさらに流用いたしましたし

して、産業復興公団に支拂つた金額三千七百九十一万四千四百一十四円六十八銭を費消したことになります。

第三点といたしましては、この二つの金額の合計が現在わかつておりまする被害の総額でありまして、九千九百八十六万一千三百三十一円四十七銭であります。

先刻申し上げました銀行預金の操作からこれを発見いたしました当時より総裁も非常に驚いて、これらの金額の同収、すなわち実害を最小限度にとどめる努力を拂つた模様でありまして、その結果同収いたしましたものが二千二百二十九万五千四百三十四円一銭、差引きいたしました現在までの被害金額が七千八百五十七万七千八百八十八円四十六銭となつておるのであります。

事件の大体のやり方について申し上げますと、早船、佐竹、川村らは共謀の上、公団の物資拂下げ代金を巧みに流用いたしまして、相手方の商社に對しては領收書を偽造する等により、一時はゆるゆる浮貸しに利用して、産部と経理部との間の未達勘定を計画的に作成いたしました。普通の検査等では発見できないような巧妙な方法でやつておつたように認められます。これに對しますと、とりあへずの処置として、通産省としてとりましたことは、三月下旬から各業務部におきまして、この代金の受領を廃止いたしました。そして、公団本部の経理部に統合いたしました。各業務部門の職員に代金受領を禁止いたしました。次に公団本部経理部においても、原則として現金、小切手の受領を廃止しまして、公団の銀行口座、入金通知をもちまして、相手方に代金受領書を発行することとしたし

まして、現金及び小切手の送付についても銀行員の派遣を求めまして、これを行はしむるような措置をいたしました。さらに代金領收書の様式を改めまして、右以外に領收書は無効である旨を、関係の商社に通告すると同時に、公団の公示方針によりましてこれを公告いたしました。また関係商社、銀行等に対しましては債権債務、特に代金領收済み金額をさらに綿密にたていまい照合中でありまして、かような方法にいたしました。幸いにして今国会に於いて御審議を願ひました通産省の設置法の一部改正によりまして、国会の御審議を相済みましてならば、公団の業務を通産省の内局で行おう、臨時通産業務局の第一段階へ入る予定で、臨時通産業務局というものが事実上発足いたしました。本日より早く設置法が参議院を通過しましたので、正式には二十四日の月曜日から出発ができておると思ひますが、大体四月一日から臨時通産業務局の準備室を設けまして、一切の業務引継ぎを厳重に行つておるような現状でありますので、今後ますます公団は、かつての整理事務に専念せしめまして、今後の政府輸入物資の取扱いはいたさないようなことを、厳然といたしておるようなわけでありまして。

以上が本件に関します今日まで判明しております概況でございますが、その他御疑問の点につきましては、お尋ねに従ひましてお答え申し上げます。

○竹村委員 これで大體の御説明を願つたのでございますが、こういう公団を監督されるところの官庁、これはもちろん責任は通産省ではあるけれど

も、しかしその他の、たとえば会計検査院とかいろいろな形において三重、五重にこの検査をしておられるのであります。それによつておられる、今日まで発見せられなかつた原因については、どういふふうな考へておられますか、お伺いしたい。

○官報政府委員 ひとつともな御尋ねでございます。かようなことが昨年の六月二十四日以降に起つておるようなことになつておるのであります。一月までわからなかつたということについては、何とも申訳ない次第であります。その原因といたしましては、これはいづゆる専門的術語になるかもしれませんが、経理組織の上にある内部組織と組織といたしましては、欠けておつたこと、そして自治監督がなはだ不行届であつたということ、私ははつきり認め得るものだと思います。もちろん公団の経理規定につきましては、去る片山内閣臨時に相当綿密な規定が設けられておりますので、これを敢然と忠実に執行して参りますならば、ある程度さうなことはないことになるわけでありまして、新聞等に書いてあります。いづゆる盲点、ブランクの生じたということは、その経理規定が忠実に履行されておらなかつた。たとえて申しますならば、現金を受領する者が領收書を発行したりするやうなことを、しかも十一部門の複合組織を持つております関係で、この間の各会計勘定元帳とのつかへは、一般單獨会社におきましては振替行為とは違ひまして、必ず相手方に二枚のつかへえ伝票を送付いたしまして、つかへえ済みでもどつて参らなければならぬ、か

ようなことによつて、少くとも各部門の者が相当綿密に連絡をとらない以上、不正のできないように仕組まれておるのが内部牽制組織であります。現在公団の経理規定に完全に内部牽制組織が働いておるかどうかというところは疑問でありますけれども、とにかくきめられておる限度においても責任者がこれをチェックしておらなかつた。あるいは当該監督者が検印を怠つておつたというふうな單純な事実におきましても明らかで事実であります。この点が今回の事件を起した最大の原因であらうと存じておられます。直接任免権を持つております總裁の監督不行届から、かような事態になりましたことについては、通産省といつたしましてはまことに国民に対し、また国会に対して申訳ない次第である、かように考へておる次第でございます。

○竹村委員 それでも一つお聞きしたいのは、今報告を聞きましてたところによりますと、たとえばいろいろ横領とか浮貸し等の点で、七千八百五十万円ばかりの被害だということになつておりますが、そこで一つお聞きしたいのは、これ以外に、たとえば保険等をつけておる仕組み等を調べたところがあるかどうか。われ／＼の聞いておるの、これはもちろんはつきりした調査をいたしたわけではありませうけれども、大体年に六億四千万の保険をかけておつた。大体六千万円くらいが別な形で公団に入るのでなしに、何と言いますか、それを課長級とかそういうふうな人に個人的な違ひ形において、公団の利益に入るのではなしに、そういう形でとられておる。たとへば配炭公団の問題にもそういう問題があつて、これは違反ではないがといふような形で、手数料をとられておつた事実があるのではありません。この公団がこれ以外に、大体一年に六億四千万の保険があつて、六千万円くらいが別な形でとられておるといふように伝えられておるのでございませうが、この点について調査されたかどうか。されたいと思ひます。

○富樫政府委員 公団の保険を自家保険制度になすべきだといふ御議論も、相当以前から伺つておることでございます。また先般の配炭公団の繰入金の問題に關するお尋ねの中にもそれがございまして、しかしながら本来の保険の業務から申しますと、危険の分散という意味で自家保険は必ずしも適切でなかつたといふことは考へておる。しかしながら御指摘のような事実があるとして、その六千万円がもし不正とか、あるいは少くとも常識的に考へて正しくない方向へ進んでおるといふことは、自家用の制度によりまして、十分これを取締つて参るべきであらうと考へております。さういふ意味におきまして、保険の問題についても時々刻々總裁に對しまして、私も所管局であります振興局より注意を促しておつたわけでありませうが、いまだの御指摘の六千万円がはたしてどんなふうに使われているか、どんな用途に供されたかについて、もちろんただいま調べておりますが、結論を得ておりませうので、この問題は後日適當な機会、判明いたしましたときに、またあらためて御報告させていただきますと存ずるのであります。現在臨時通商事務局へ

持つて参りました政府輸入の事務に對しまする保険制度は、これは民間保険業者を使う方針はたいたしません。しかし何といつたしましては保険料の安くなることをねらわなければならせん。さうして危険の発生に對しまする給付の完全を確保する、かようなねらいから申しまして、もし不当に高い保険であるならば、この際自家保険へ切りかえようといふ交渉をいたしまして、従来大体單位に對して一円三十五銭程度の保険を、今回交渉の結果八十五銭に切り下げまして、自家保険態勢をとる前に、一応民間業者を利用するような態勢をとつておりますが、御指摘の点につきましては調査の結果をまちまして、御報告させていただきますことにいたします。

○竹村委員 そういたしますと、たとえばこの早船その他の犯人の手配が遅れて、あるいは二箇月になん／＼とする逃走ができたといふようなことは、巷間伝えられておるところによりまして、これは公団のいわゆる相当高級幹部とのなれ合いによつて手配が遅れて、部／＼打合せが行われた後に初めて逮捕に至るような状態になつたといふようなことが、もちろんこれは真偽のほどはわかりませうけれども、さういふうわさが飛んでおるのであります。この点に關して通産省は一応調査されたことがあるかどうか。調査されたことがあつたらば、そのいきさつをお聞かせ願ひたい。

○富樫政府委員 先刻も申し上げましたように、公団におきましてこの事件を発見いたしました端緒が一月の二十日のことでありまして、總裁から通産省へ報告がありましたのは三月二十九日というのであります。この期間に非常なゆるみがございます。この点は非常にゆがめたいと思ひます。この点は非常に理由を追究いたしましたのであります。この理由と関連いたしましたので、ただいま竹村委員のお尋ねの問題、公団の中堅幹部なりあるいは最高幹部なりが、むしろ早船一派をかばうためにとつた措置ではないかといふことは、これは因果關係的な議論から申しますと、あるいはさういふ關係になるかも知れませんが、現在のところさういふ特に彼らを逃避せしめ、証拠を隠滅せしめるといふような行為はなかつたものと、ただいまの状況では見られませんが、しかしこれも事件の進展につれて、必ず明らかになるだらうと思ひます。で、現在のところではいづれとも申し上げかねる状況にあります。

○竹村委員 そこで一つお聞きしたいのは、たとえばこの公団の不正を問題にされる場合に、公団の職員全体がみな不正を行つておるがごとし印象を與えるのであります。しかしながらこれは公団の一部でありまして、まじめな職員はさういふうわさうわさが流布されませうならば、もし公団が廃止されたときに今度転職される場合におきまして、さういふうわさうわさのあつた公団に勤めておつたといふことだけで、その者の転職等が不可能になる場合があると思ひます。従つてこの公団の不正といふものがどういふ人によつて行われ、これが全体であつたか否か。もちろん全体でないことはわかりきつておるのでありますけれども、その点についてはおそろしく今後適切な調査の上

御承知のように鉄工品公団は、前の原材料貿易公団等を合せましたもので、当時二千三百人の定員を持つておりましたが、昨年以來これを順次縮小いたしました。千三百人、九百人、五百五十人という様に順次落ちるようになっております。その間職ににつきましては十分なごあつせんを申し上げまして、それぞれ職場を求むることに全員協力をいたしておりますのみならず、本来の臨時通商業務局につきまして、公団の職員で御希望のある方は、その定員の許す範囲においてこれを吸収する策をとつております。大体吸収せられる方は、他のお仲間が悪かつたからと申しまして、これがいわゆる札つき仲間という様な批評を受けない、まことに乱れた中におきまして毅然として職務を遂行しておつたという様な積極的な人間が、優先的に希望されれば採用されておる、かような状況でありますので、この鉄工品公団に関する限りまず御心配の点はなからうかと存じますが、万が一さうな事態がありますれば、通産省の事務当局の者を特にこの問題の解決に当らしめまして、万が一これがために御迷惑を及ぼし職場に迷うようなことがないように、善処して行きたいと考えております。

○竹村委員 最後は二点だけ伺いしておきたいのですが、大体こういうやうな不正がまあいろいろ各公団にあるわけでございますが、ともかく通産省関係の公団において、こういうやうな不正がまあ一応問題になり、しかもこれがはつきりとした監督上のいろいろの不備から、こういうやうなことが起つたというやうな場合におきまして、通産省としての責任は一体どの辺まで

おとりになるのか。たとえば公団の總裁や通産省のいろいろな係官、課長くらいで問題をおとめになるのか。あるいはまた内閣の責任として政府みずからが問題の責任をおとりになるのか。その辺のお心構えを伺つておきたいと思ひます。

○官報政府委員 お尋ねの点はきわめて重大な問題でありまして、しかも本件の最終解決においては十分考慮せられる問題であります。御承知のようにさしあたりは鉄工品公団の監督と申しますか、それに対しては区分はもう十分御承知だろつと思ひますが、大抵の計画というものは安本長官が立てるわけでありまして、安本長官がその最終の責任に任ずることに公団法の規定上なつております。通産省としての業務監督というものは、いわゆる輸出入の命令とか代金の回収とかを命令いたします業務上の監督というものは、この安本長官の立てられまして計画の範囲内において行つておるのであります。そうして経理の面につきましては、これは会計検査院がその職務に当りまして、

〔北澤委員長代理退席、前尾委員長代理着席〕

昨年この政府機関の予算措置に對します特例ができない以前は、年二回決算をやりまして、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、会計検査院がそれに十分な検査を加へかつこれに承認を與えます。安本長官は通産大臣及び大蔵大臣に協議しなければならぬことになつておりましたが、この協議を受けたときには、やはり通産大臣といたしましてこれに同意を與えておる。昨年からは予算上の措置になりま

したから、これはまた別の考慮でありまして、とにかく監督につきましては会計検査院がおやりになる。貿易特別会計に属します会計事務は大蔵省が御担当くださる。かような分野になつております。従ひまして、通産省から見ましたこの責任問題は、この業務の監督、具体的に申しますならば安本の基本計画及び計画の指導監督、そのもとにおきます輸出業務の監督及び監督命令、これだけの範囲であります。そのほかには公団の總裁以下の理事者、監事の任免権を持つております。また解任権を持つております。従つて任命いたしました者がもしこの不正事件に直接関係しておつたら、これはもちろん関係してあります。また間接に関係してあります。少くとも理事者におきましてこの渦中の人があるとするならば、その責任は任命権を持つております通産省、直接監督の面に当ります。振興局長、事務次官、大臣、かような形でもつて行くことであらうと思つておりますが、これはただいまのところ内容がわかつておりません。もしただいま申し上げましたやうな仮定以外の場合におきます問題でありましたならば、これは当然總裁ごまりの責任に属するものであらうと思つております。

もし内閣全体の責任論というものがあつたといふならば、その最終責任は安本長官にあるものと解釈して適當であらうと考えております。

○川島委員 竹村委員の質問に関連いたしまして、私からも二、三ふに落ちない点がありますのでお尋ねしたいのですが、大体問題は政務次官のお話によると、経理検査の怠慢、もう一つは

公団の機構そのものに欠陥がある。これに公団總裁の談話によりまして、それを特別に取立てて強調され、いかに責任は公団自身の組織の欠陥から起きたかのごとき口吻を、新聞紙上で述べておることを私も拝見しておる。しかしながら、われわれの国民的な常識から申し上げますと、実に八千万圓という、いかに物価の高い時代と申しながら、実にその額たるや驚くべき巨額に達しておる。しかも公団の中にはおそろく早稲一畝の者は大抵に、月におそろく早稲一畝の者は大抵に、經理課員であつて、その經理課の責任者たる經理課長もおることである。そういう形であり、しかも經理課のみならず、それに関連するたとえば業者に資材を拂ひ下げ、割当するという方面の責任者が一つある。そういう責任者と常に関連を持つた經理課がそこにある。というのにかかわらず、しかも私はよく存じておりませんが、大体この業者への売渡し代金というものは原則としては現金だ。しかしながらいろいろの事情で、なか／＼現金制度というものが実施されないことは、よくわかるのでありますけれども、それにいたしまして月一回やそこらの検査、締めくくりというものは当然あるべき筋合いであらうというものが、われわれの常識であります。しかるに事件の発端は昨年の六月から始まつておる。そして感づいたのが一月だ。すでにその間に一連の事実が経過してしまつて、今度の次官の御説明だけでは、私も國民といたしまして必ずしも納得が行きかねるものが十分あるわけでありまして、その点も具体的に御尋ねすると、經理課の内部の職員の三人や四人

の若い人たちだけで、こういうた事例が六箇月も続いたし得るという機構の欠陥が一体具体的にどこにあるか。その間における經理課長といふのはいかなる業務を執行しておつたのか。あるいはまた經理課と經理課以前の責任者といふものは、名称を私は知りませんが必ずある。その責任者の事務執行といふものはどういふ形で行われて来たのかといふことについて、非常に私どもは疑問を深めたすわけでありまして、しかも先ほど申し上げましたやうに、月に一ぺんくらいは少くとも經理の締めくくりといふものはあるべき筋合いだ。それが半年もなかつたのかどうか。半年もなかつたとすればなお重大な問題でありまして、そういうことがなかつたといふことは、そういうことができるやうな具体的な機構になつておるのかどうか。そういう事柄についてできればもう少し詳しくお話を願ひたいと、かように思つております。

○官報政府委員 これは川島さん御承知の通り私は事務当局者でなく、事務をこまかく担当しておりましたので、あるいは微に入り細に入つた点については御説明困難かと思ひますが、せつかくのお尋ね、しかもごもつともなお答へ申し上げます。

先ほど申しましたやうに、公団には經理規定があるので、それを忠実にやりますれば、さうなことはないのであります。昨年六月発生して以來、ただいま捜査途上にある状況におきまして、毎月預金じりの調査はやつておつたのであります。預金じりは、昨年十一月までは合つてゐる。これは向うから資料を持つて来まして、

の若い人たちだけで、こういうた事例が六箇月も続いたし得るという機構の欠陥が一体具体的にどこにあるか。その間における經理課長といふのはいかなる業務を執行しておつたのか。あるいはまた經理課と經理課以前の責任者といふものは、名称を私は知りませんが必ずある。その責任者の事務執行といふものはどういふ形で行われて来たのかといふことについて、非常に私どもは疑問を深めたすわけでありまして、しかも先ほど申し上げましたやうに、月に一ぺんくらいは少くとも經理の締めくくりといふものはあるべき筋合いだ。それが半年もなかつたのかどうか。半年もなかつたとすればなお重大な問題でありまして、そういうことがなかつたといふことは、そういうことができるやうな具体的な機構になつておるのかどうか。そういう事柄についてできればもう少し詳しくお話を願ひたいと、かように思つております。

先ほど申しましたやうに、公団には經理規定があるので、それを忠実にやりますれば、さうなことはないのであります。昨年六月発生して以來、ただいま捜査途上にある状況におきまして、毎月預金じりの調査はやつておつたのであります。預金じりは、昨年十一月までは合つてゐる。これは向うから資料を持つて来まして、

幾高証明とつき合してみると合つてい
る。途中は違つておりますけれども、
幾高を調査する時期には一ぱいはめて
おつたといふことは、その当時の状況
は、その事実から推定いたしますと、
ほんとうの浮貸しで、金を利用しまし
て他に貸して、利息の上前をはねてお
つたといふような行為にしか出ていな
かつたのですが、それが何らかの原因
によりまして、順次高じまして、元金
までも全部費消してしまつたという過
程になつてゐるのではないかと想像す
るのであります。十一月までは預金の
しりが合つてゐるのであります。途
中で遅れ、その日数が、大体月をまた
いで幾日かの操作をやつてゐるという
のがどうも実情のようであります。御
承知の通り、経理課長はこの規定によ
りましてその処分を行うのに、一々伝
票等の検印をなすべきであります。た
だいまのところはつきりわかつており
ます。経理課長の上に経理部長もおり
ます。経理部長は本部に属しておりま
す。先ほども申しましたように十一部
にわけられておりました。この間におい
ていわけのつけかえ勘定の処理を怠りま
して、こちらからは金をやつた、何々
館産部より経理部へ金を振り込んだ、
あるいは産業復興公団から買ひとつた
ものであるから、産業復興公団へ買取
りの代金を拂つた、そうしてこゝにい
る領收書もあるといふことにしており
ますが、実は産業復興公団に到着してお
らないといふような事実があつてお
るわけでありまして。先ほども申しまし
たこのつけかえ勘定の処理につきまし
て、行きがけに二枚の伝票が監督所の
経理課長によつて検印せられ、拂つて

来て検印されて帳面と照合することに
なれば、未達勘定の整理は完全に行
くわけでありまして、これを怠つてお
つたのでありまして、この未達勘定を利
用したといふことが、ただいままで判
明しておることでは明らかな事実であ
ります。これは担当者及び総裁等の責
任はなほだ軽からざるものがある、か
ように考へておるわけでありまして。
なお各部門別の会計を統合して、な
ぜやらなかつたか。こういう問題につ
きましては事務所、職場等が点々とし
ております関係上、便宜主義をやつて
おつた。これははなはだもつて便宜主
義をやつたから、経理の状況がよくな
かつたといふところにも、総括の大き
な原因があるわけでありまして。
それから自治監督の問題は、常任監
事があるものであります。これが毎月常
時監督をする。しかもこれは引抜き検
査でつこうであります。しかしこの
点につきまして、監事に責任を追究
いたしましたが、あまりはつきりやつ
ておらなかつた。もしやつておつたな
らば、そのときの監督記録があるわけ
だ。なければやらないと認めるぞ、か
ような言葉をもつてやつたが、この点
についても自治監督を怠つておつた事
実があります。また会計検査院に昨年
検査をしていただきましたが、そのと
きにも何ら異状がないといふことであり
ます。不幸がでますときは、はな
はだ遺憾であります。さういふ状況
が累積してかようなことになつてお
ります。なおこま／＼の問題につきま
して、御指摘のように国民の疑惑の的
になつてゐる問題でありますので、その
事実をあくまで徹底的に究明いたし
まして、真相を発表して国民の厳正な

る御批判に備へ、しこ／＼して今後に対
します方策を十分考慮いたし、責任
のあるところは責任のあるように処理
して参ります。かように考へてゐる次
第であります。
○川島委員 いずれにしましても、こ
れらの若い、しかも今のところでは僅
少の人員によつて、この驚くべき巨額
に達する不正が行われ、しかも竹村委
員のお尋ねに対する次官のお答え、今
の私の質問に対するお答えをいろいろ
総合して常識的に推定いたしますと、
感じといたしましては、失礼ながらこ
れらの若い四、五名の者だけではな
かつたといふ感じが非常に強いわけであ
ります。事務当局からもう少し詳しく
聞けばなおほつきりいたすのでありま
すが、われ／＼国民の立場から今お尋
ねした答えを総合すると、どうもただ
いま線に上つておる四、五の若い者だけ
でこの大きな仕事ははたしてできた
であらうか。またいかに公団の機構が
ずさんであり、経理検査がずさんな
ものであつたにいたしまして、よくま
あこの大仕事ができただけの人員
だけに感じます。どうもこれだけの人員
だけでは不可能ではなかつたか。そう
いふことを考へますと、なか／＼この
問題は重大に取扱われねばならぬもの
なる可能性があるやに私は感じま
す。そこでさらにお尋ねしておきたい
のです。この八千万円の巨額に對し
て、これを次官にお尋ねすることはあ
るいは筋違いかもしれませんが、御調
査ができておられますればお答えを願
いたい。昨年の六月に開始されてまだ一
年もたぬこの八、九箇月の間に、こ
の巨額な金が費消されてしまつた。わ
れわれ国民的な常識から考へまして、

この巨額な金がわずか七、八箇月の間
に全部使果されたといふようなこと
については、これまたいさ／＼疑問を
深くするものであります。さういふこ
とについての被疑者たちは僅かな人
間で、しかもこれだけの金を使ひ果し
ておる。しかし使ひ果しておらな
く、まだ現金がいさ／＼に残つてお
つたのかどうか。さういふことにつ
いて、幸ひにして次官がお聞き及びの点
があれば、それをひとつ聞かしてもら
いたい。
○宮崎政府委員 川島委員のお尋ねの
早船、佐竹、川村程度の三人ではな
からうまい行かないだらうといふことは
これは常識的の御觀察だと私は存じま
す。特に川村は退職してよその会社に
行つておるわけでありまして、この事
實だけでも外との連絡があつたとい
ふことは明らかであります。特に産業復
興公団へ支拂すべき小切手三千七百萬
円、これが最初のものであります。こ
れを某銀行へ持つて行きました。この
銀行は、信用にかかつてそれがために
いろいろ／＼な事件が起きると思いま
す。名前だけは差控えたと思いま
すが、決して隠蔽して申し上げないわ
けではありません。これを三つにわけ
まして、当座口座を設けてあります。大
日本銀行の小切手でありますから、現
金と同じに取扱います。それが公団関
係のものであるといふことが明らか
な事実であるにもかかわらずこれを三
つの当座口座にやつておる。しかも名前
がかえてやつておる。かような事実があ
がつております。この結果といたしま
して、それらの関係者に責任があるも
のであるかないものであるか。こちら
でとりました資料を東京地検の方へ提

供いたしました。今嚴重に追究して
いただいているわけでありまして。これら
と関連いたしまして、順次関係者も出
て参りまして、全貌が明らかになるこ
とを期待しておるやうな次第でありま
して、御質問の点は良心的にはごもつ
ともな御推察だと私は考へます。
○川島委員 最後にお尋ねした現金は
まだ他人の名義であるわけですが、そ
の類はどうですか。
○宮崎政府委員 預金として残つてお
りました証拠のありますのは、これは
名前は一々申し上げませんが、約五百
万円ばかりあつたと思ひます。しかし
これは他人名義であるから拂出しは受
けられないものがあります。その他の
ものは隠匿しておりました預金等をま
ぜまして、二百百幾らという金が回収
されたわけでありまして。あとどこに
行つたかわからない。しかし今言つた
ような関係でどこかに残つておる。こ
れはぜひたくに使ひましてまだどこ
かにあるだらうという推理も、また適
当だらうと思ひますので、さういふ方
向に進んで調査を進めております。
○川島委員 まだお尋ねしたいことが
ありますが、お尋ねはその程度でとど
めて、最後に一つだけお伺ひしておき
ます。今度の委員会に予算執行職員
等の責任に関する法律案が出ておりま
す。これは出納官の故意または過失に
よる責任を明らかにする、嚴重なきわ
めて妥當な法律案であります。しかも
この法案は成立いたしますと、公団に
おける予算執行職員にも、これがこの
まま適用されて来ることになる。こ
ういつた法案が近くもう目の前におい
て成立したやうにしておるわけであり
ます。そうすると、この公団の關係の今

問題になつておりますこと、この法律が成立いたしました場合におけるところのこれらの責任出納官職員、これらに対する追究はどういう形で進行されますか。その点をひとつ御所見があらましければお伺いしておきたい。

○官報政府委員 お尋ねの出納職員に對します取締り及びその責任の追究に對します法律、この問題につきましても不日公布されることを考えます。もちろん公団の出納責任者はこの中に入つて参りますが、今回の事件とらゝみ合せましてどういう措置をとつてよろしいか。この問題につきましても、ぜひとも公団の監督の最終責任者である安本と相談の上で善処いたしたいと思ひます。ただいまのところは、御承知の通り兼任大臣もかわつたばかりでありまして、よく御方針もわかりかねるのであります。この点はこうするといふ具體的なことは、ただいまお答えできかねる状態でありまして、もちろんそのまゝはうておくわけにも参りませんから、相談いたしました結果やつて参りますが、大體通産省の内局に關します出納責任というものは、ないものになるだらうと思ひます。その法律ではかような考えをもつて、あとは監督の不行届、それからその事件に参画しておれば格別、通産省が現金の出入れに關する直接責任はないものと考えます。

○川島委員 この法律は予算の執行等に關する一つの監督者の責任が明らかになつておる。公団の予算執行というものは安本が責任者であるか、あるいはは大蔵省が責任者であるか、あるいはは通産省が責任者となるのか、あるいはは

公団自体だけの予算の執行というものが責任であるか、その点はどうなりませうか。

○官報政府委員 それは公団法の規定によつて大體明らかだと存じております。出納上の責任は通産省にはなくて安本長官に属するものであります。従ひましてその安本長官に属します責任の限度というものは、公団の直接責任者であります。公団の直接責任を負うべきものにはありません。もちろん安本長官に及ばぬのであります。それ以外のことに關しては安本長官に属するものと考へております。

○官報委員 予算執行職員等の法律案が上程になつて参つたのであります。が、これと關連して新聞紙上によると公団の不正問題に關しまして、その跡始末の問題に關してはともかくとして、これだけの大きな責任を現わしたといふことは、これは監督官庁の責任も大きいことであるが、並びに国民の血税によつて決済しなければならぬ、こういう意味合いからこれが国民環境の的になつておる以上、これを正確にどういふところからかういふ事件が起きたか。これは新聞には書いてあります。政府当局にもこの問題を正確に御答弁していただかないかと思ひます。またこの責任の問題ですが、今お話になるところによりまして、責任を回避されるような感を受けるのであります。この問題については現總裁にも前總裁もとも、責任があると同時に、總裁を監督する人も相当道義上の責任を負わなければならぬと思ひます。また昨年度の内部牽制組織が悪い、こういう意味合いであります。

これも監査する責任がある者は、かういふことは常に毎月々々監査して行かなければならぬ。その監査も意図しておるし、また会計検査院も昨年調べたときには不正がなかつた、かう言いますが、会計検査院にも粗漏があつたのじやないかと思ひます。かういふ問題に關連しまして、政府では国民に對してどうしてかういふ事実が發生したか、そして發生した事実に對してどういふ責任をとるかというのを、政府みずからはつきりこの点にお答えを願ひたいと思ひます。

○官報政府委員 これは先刻も申し上げたのであります。責任を回避する等の言葉がそう受取れませんでしたらば、それは言い方をかえねばならぬと思ひます。公団の總裁の任命権を持つておりますのは通産大臣でありまして、總裁に直接さうな不正行為に關連があることがわかりましたときは、通産大臣に及ぶであらうといふことを申し上げておきます。振興局長、事務次官等に順次及んで行くであらう、かようなことを申し上げまして、通産省としての責任は明らかにされておつたと思ふのであります。なお世間の疑惑を解くためにもつとつきり事実を言うべきである。これも御意見としてはごもつともだと存じます。しかしこれは何分にも司直の手を煩わしまして、ただいま捜査中のことであります。したがれば、この点については容赦なく最後の底をつくまで徹底的に究明いたしまして、その結論において適當なる処置をとつて参りたいと思ひます。ただいまその過程にありますが、もちろん十日か十五日の間にその全貌が

はつきりしてしまふ、すぐ明らかにするといふような單純なものであります。たならば、これはかような事態にはならないと思ひます。かような事態になりましては、さういふ内容ではありませんが、なか／＼内容の突き詰めると思ひます。しかしこれもお説の通り、国民の血税でやがては負担しなければならぬ段階になるであらうといふ考え方をもちますと、なおざりにいたすわけには参りません。そこで最後の最後まで追究いたしまして、そのときには政府といたしましては、その内容を十分御批判に備へ、これも先刻申し上げておきましたが、責任者は責任者としていたしまして公正妥當にこれを処理して参りたい、かような考え方でありますので、何とぞ御了解をいただきたいと思います。

○官報委員 大體のこととは他の委員の方からも質問されて了解しております。が、巷間伝えられるところによると、他の公団にもこれに類似の浮貸しみたいなことをやつておるといふふうなことをたび／＼耳にします。先ほど話されたように日本銀行の小切手によつて支拂われるのだ、かういふお話であります。事実さういふ金が市中の銀行に預託されて、これを條件にして他に貸し與えるといふやうなやり方をやつておるところがあるといふことを聞いております。他の公団の方の關係について、かういふことを調査したことがあるかどうか。もしないとするならば緊急にこの公団の経理部面を檢討する必要があると思ひます。これのお考えはいかがでありますか。

○官報政府委員 他の公団と申しますと、産業復興公団と繊維貿易公団であります。これに對しましてもお説の通り常時経理検査をやつてもらわなければならぬのであります。これは大體やつておることといたしまして、信じておつたのであります。しかし意外にも鐵工品公団にかような不祥事案が發生いたしまして、非常なる対外的な刺激を與へたといふ意味で、表には発表いたしておりますが、すでに本月上旬からそれ／＼の方法によりまして、嚴重に内容を精査いたしました。皆様御心配のような点があるかどうか、ただいまこれを突き詰めるべく毎日のようにやつておる次第であります。御意見のほどを休まして、さらにこの方面に心を注ぎたい、かように存じております。

○官報委員 もう一点お伺ひいたしました。昨年度の六月から八千万円という膨大な金をめちやくちやに消費してあるのであります。われ／＼の生活としては、無軌道的な使い方をしても、これだけ使えないのじやないかと思ひます。新聞紙上には、バックに何者かが存在するといふことが書いてあります。これは検査当局の調査によらなければわからないだらうと思ふのであります。この点について政府がこれこれの事実はあるだらうかといふお考えはないでしようか。

○官報政府委員 ただいままでの御答弁でも申し上げました某銀行に、匿名という他人名義の預金もできておりました。それから川村というのはすでに新日本海軍興業会社の取締役をしておつて、現在のところはずでに昨年からの退職でありますので、漸次浮貸しからその現金を消費する当時は公団の

と、産業復興公団と繊維貿易公団であります。これに對しましてもお説の通り常時経理検査をやつてもらわなければならぬのであります。これは大體やつておることといたしまして、信じておつたのであります。しかし意外にも鐵工品公団にかような不祥事案が發生いたしまして、非常なる対外的な刺激を與へたといふ意味で、表には発表いたしておりますが、すでに本月上旬からそれ／＼の方法によりまして、嚴重に内容を精査いたしました。皆様御心配のような点があるかどうか、ただいまこれを突き詰めるべく毎日のようにやつておる次第であります。御意見のほどを休まして、さらにこの方面に心を注ぎたい、かように存じております。

○官報委員 大體のこととは他の委員の方からも質問されて了解しております。が、巷間伝えられるところによると、他の公団にもこれに類似の浮貸しみたいなことをやつておるといふふうなことをたび／＼耳にします。先ほど話されたように日本銀行の小切手によつて支拂われるのだ、かういふお話であります。事実さういふ金が市中の銀行に預託されて、これを條件にして他に貸し與えるといふやうなやり方をやつておるところがあるといふことを聞いております。他の公団の方の關係について、かういふことを調査したことがあるかどうか。もしないとするならば緊急にこの公団の経理部面を檢討する必要があると思ひます。これのお考えはいかがでありますか。

○官報政府委員 他は先刻も申し上げたのであります。責任を回避する等の言葉がそう受取れませんでしたらば、それは言い方をかえねばならぬと思ひます。公団の總裁の任命権を持つておりますのは通産大臣でありまして、總裁に直接さうな不正行為に關連があることがわかりましたときは、通産大臣に及ぶであらうといふことを申し上げておきます。振興局長、事務次官等に順次及んで行くであらう、かようなことを申し上げまして、通産省としての責任は明らかにされておつたと思ふのであります。なお世間の疑惑を解くためにもつとつきり事実を言うべきである。これも御意見としてはごもつともだと存じます。しかしこれは何分にも司直の手を煩わしまして、ただいま捜査中のことであります。したがれば、この点については容赦なく最後の底をつくまで徹底的に究明いたしまして、その結論において適當なる処置をとつて参りたいと思ひます。ただいまその過程にありますが、もちろん十日か十五日の間にその全貌が

はつきりしてしまふ、すぐ明らかにするといふような單純なものであります。たならば、これはかような事態にはならないと思ひます。かような事態になりましては、さういふ内容ではありませんが、なか／＼内容の突き詰めると思ひます。しかしこれもお説の通り、国民の血税でやがては負担しなければならぬ段階になるであらうといふ考え方をもちますと、なおざりにいたすわけには参りません。そこで最後の最後まで追究いたしまして、そのときには政府といたしましては、その内容を十分御批判に備へ、これも先刻申し上げておきましたが、責任者は責任者としていたしまして公正妥當にこれを処理して参りたい、かような考え方でありますので、何とぞ御了解をいただきたいと思います。

○官報委員 大體のこととは他の委員の方からも質問されて了解しております。が、巷間伝えられるところによると、他の公団にもこれに類似の浮貸しみたいなことをやつておるといふふうなことをたび／＼耳にします。先ほど話されたように日本銀行の小切手によつて支拂われるのだ、かういふお話であります。事実さういふ金が市中の銀行に預託されて、これを條件にして他に貸し與えるといふやうなやり方をやつておるところがあるといふことを聞いております。他の公団の方の關係について、かういふことを調査したことがあるかどうか。もしないとするならば緊急にこの公団の経理部面を檢討する必要があると思ひます。これのお考えはいかがでありますか。

○官報政府委員 他は先刻も申し上げたのであります。責任を回避する等の言葉がそう受取れませんでしたらば、それは言い方をかえねばならぬと思ひます。公団の總裁の任命権を持つておりますのは通産大臣でありまして、總裁に直接さうな不正行為に關連があることがわかりましたときは、通産大臣に及ぶであらうといふことを申し上げておきます。振興局長、事務次官等に順次及んで行くであらう、かようなことを申し上げまして、通産省としての責任は明らかにされておつたと思ふのであります。なお世間の疑惑を解くためにもつとつきり事実を言うべきである。これも御意見としてはごもつともだと存じます。しかしこれは何分にも司直の手を煩わしまして、ただいま捜査中のことであります。したがれば、この点については容赦なく最後の底をつくまで徹底的に究明いたしまして、その結論において適當なる処置をとつて参りたいと思ひます。ただいまその過程にありますが、もちろん十日か十五日の間にその全貌が

も、あまりにも一つの徒党的な動きであり、法を破壊して、そうして一部の入たちだけが納税を拒否した、あるいは少くともその間に暴行、脅迫が行われたというようなことが現在新聞に報ぜられてゐる。はつきり申し上げれば、県の共産黨所屬の地区委員長以下三十数名の者が検挙をされております。

私がいま一つ国税庁長官にお伺いしたいのは、こういう事態が全国的に波及する御心配がないかどうか。もし波及するおそれがある場合において、もちろん国税庁長官御一人の責任ではなく、政府全般の大きな問題になると思ひますが、何かこれに対する御所見でもありますか。後段の点はあるいは国税庁長官として御答弁が適當でないとおしやるならばけつこうであります。が、少くとも全国に波及するおそれがないかどうか。この点についてひとつお伺いしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 今年に入りましてから、各地においてこういうふうな運動が相当猛烈に行われて参つてゐるのであります。全国の五百三の税務署のうち、大体二百程度の税務署が、すでにこういうふうな事態に襲われてゐるというのが実情でございます。実は大体波が収まつたのではないかと、う感じもしておつたのでありますが、最近十九日におきまして、清水においてそういうふうな事態に、杉田事務官が相当な負傷をするという事態を起しました。同じ十九日において、群馬県の中之條の税務署におきましては、税務署員九名の者が、いづれも一週間の以上十日以上の期間を要するところの負傷を受けている次第でございます。

ます。非常にこの点について私も心配をし、懸念をしてゐるのであります。が、何とかしてしまつても、今月一ぱいが二十四年度分の収入を確保すべき唯一の残された期間でございますので、何とかしてこの歳入の確保をいたしたいと考えて、そういうふうな非常な困難な事態があるにもかかわらず、税務署員を奮勵いたしまして、もつぱら収入の確保に努力をいたさせている次第でございます。

○宮腰委員 長官にちよつとお伺いしたいのですが、三月二十五日だけに、閣議において各税務署の協議会をつくるというふうなことを決定したと聞いておりますが、その協議会というものは、そういう紛糾の生じたような場合に、調停をやるというふうな立場まで入り込むことは、不可能でしょうか、どうでしょうか。

○高橋(衛)政府委員 先月の二十二日に、政府といたしましては閣議決定をもつて、そういうふうな反動的な動きについては、断固たる態度をもつて臨むという政府の決意をきめたのであります。同時にその際に、税務に關しては、特に新しい年度においては、地方税が相当重要な地位を占めるという事情もございまして、それと關係の官庁または地方公共団体等の關係者をもつて協議会をつくるて行く、そしてそれによつて相互協力して行くという態勢をつくりたいということ、ああいふうな会をつくつたのであります。しかしながらこの協議会は、もつぱら連絡のための協議会でありまして、調停とか何とか、そういうふうな趣旨の事柄を目的にする会ではないのでございます。

○宮腰委員 私らは今月の初めごろ、神戸の事件と大阪の国税局の事件を調査に行つて参りましたが、大体事件の起きている神戸の状況を見てみますと、四十七団体の代表者を商工会議所に集めて、意見を聞いてみたのであります。が、これは今まで団体交渉をやつておつた。結局団体をつくるてゐるその首脳部は、業績もよい。そこで団体交渉をやつてゐるような場合には、相当幹部連中は手加減をしてもいい、店が大きくても税が軽くて、かえつて末端の税の方が重かつた。ところが団体交渉を打切つたために、首脳部の税が大分現われまして、神戸の事件なんかもそれに關連して、民主商工会だとか生活擁護連盟が、これに同調してやつたやうですが、今までの団体交渉の結果が、こういうふうな事件になつたというの、一つの考え方じゃないかと思ひます。こういうふうな団体交渉については今後やらぬということになつておりますが、ある部分はやつてゐるところもあるもので、なるべく今後そういうふうなことのないやうな方法で行かなければ、ときどきこういう問題が起るのじやないかと思ひます。その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 何度もお答え申し上げましたように、税は個々の人の所得を正確に把握する、そして税の公平を保つということが、本来の趣旨でございます。ので、団体交渉は今年に厳重に禁止をいたしましたのであります。しかしながら従来の情性も幾分残つてゐるでございまして、私どももいたしまして、各同業者団体等の方々から

いろいろ御意見を承るということには、相当税の決定の上に参考にもなりますので、そういうふうな資料はできるだけ多数自發的に出出しを願うというところは、今後続けて行きたいと思ひますが、団体交渉というやうなことは、今後絶対に禁止するということを考えておるのであります。

○宮腰委員 それに關連しましてもう一点伺つておきたいと思ひます。家具の物品税の問題ですが、神戸の業者も大分これについて不平を申しておるやうです。家具の税金は予算書にもある通り、全国で四億四千二百何十万から十億をとつておるといふ事実はあるおるやうですが、こういう事実はあるのでございませうか、どうですか。

○高橋(衛)政府委員 家具のみに限つての物品税の金額は統計をとつておりませんので、事實はよくわかりませんが、税法の建前といたしまして、どの程度に予算をつくりまして、税法上賦課すべきは当然賦課すべきであります。たとへば予算が四億であるものが、二十億になつても、税法上賦課されるべきものは当然賦課される、徴税せらるべきものであると考えております。

○宮腰委員 私はそういう場合は、税率を引下げたり免除額を引上げるということが安当だと思ひます。今後税改正の問題については、この間の小委員会でも下げるべきであるという意向であります。が、もしそういうふうな予定よりとれるということになつた場合は、これをもう少し引下げる必要があると思ひますが、長官のお考えはどうですか。

○河田委員 長官にお尋ねいたしますが、これまで税務署におきましては、よくいろいろ大衆的な運動がある場合、その代表者に会々とかいふやうなことがあつたわけでありまして。特に昨年あたりにも、国税局あたりから税務署に出しました指令の中には、できるだけ面会するな、万一面会したらすべて面会強要でひつぱられるやうな手続をしたらよろうとか、あるいはまた家宅侵入で訴えたらよろう、こういうやうな最近における人民のいろいろな団体的な輿論、またこれに基く行動、こういうものは従来とも労働者は大体経験しておりますが、最近一般の個人的な営業をやつております中小の商工業者、こういう人々が主として過重な税金、また一方的な更正決定、こういうものに対する不満からやはり相当の中心を持ちまして、いわば政治的な活動の一つとして行われるわけでありまして、事態がこういうふうに変化した場合に、税務署の署員あるいは各責任者たちに、国税庁はこの事態に即応した方法でいろいろと指導をされておるか。以前のやうに、やはりできるだけ面会をするとか、あるいはがらばつて面会強要罪で訴えろというやうな方法で、できるだけやういふ立場をとつておられるか。それともできるだけ納税者の一応の代表的な意見を聞いて、——これは税金の個々の折

御ではないのでありますが、そういう大衆的な運動が起つた場合には、できるだけ折衝をする努力を持つような方法でやりになつておるか。どういふ指導をされておりますか。その辺ちよつとお伺いしたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 先ほど宮腰委員の御質問にお答えいたしました通り、税は団体交渉によつて政治的に解決すべきではないと私は考えております。これは応じられないというのを、この際はずきり申し上げたいと思ひます。なおしかしながら納税者としておになりなつた場合には喜んでお目にかかり、また十分にお話を申し上げて御納得の行くようにいたしたいと考えておりますが、最近納税者に押しかけますデモの実態を聞いてみますと、納税者はきつめてわずかであつて、ほとんど大部分が何らかの組合に属する労働組合員であるとか、または申告納税に全然関係のない方が、ほとんど大部分を占めておるといふのが実態であります。従ひましてそういうふうな団体の代表者にいくらかお目にかかりまして、それが普通の状態でありまして、お目にかかりましたも実益がない。税務署にいたしましては何か各納税者の納得を得て納税を推進するというのが、能率を上げたほうに市民に信頼される税務署たるゆゑであると考えますので、そういうふうな措置を具体的な場合においてとることも、やむを得ないことではないかと考えておる次第でございます。

○河田委員 長官の言われるように、なるほど個々の納税の金額の高低、そういうものの問題についてはもちろん個人々々の折衝、これが基礎になるわけでありまして。しかし御承知のように今日税務署の職員が取扱つておる態度からいへば、納税者自身が税務署に行けば口をきけないというふうな者がたくさんあるわけなんです。自分で資料を持つていない者もたくさんありますし、そういう場合には一応何らかの形で代表者を立ち合はすとか、あるいは他人に口をきいてもらつて、こういうことはありがちなもので、特に最近の騒擾問題なんかを西村さんは大分御心配になつておるのではありませんか。たとえは私共国会の調査で群馬県に参りましたとき、後に時間がなくて途中で聞いた話でありましたが、たとえは大衆的に集まつた場合に、あの人間をやつつけるとか、なぐるとかいうようなことを言う者は実は納税者でなくして警察官であつた。しかも私服であつた。つまり私服はそういう大衆行動をできるだけの擾乱に導くようなことをやつておる。こういうことがあつた。従ひましてこういうことの起りも相当あるわけでありまして。私たちが行きました当時も、桐生税務署で三、四百人の方が押しかけられておりましたが、こういう人は一応国税局の局長が、いろいろ先日来からあの辺で活動しておられた様子など、税務署長みずから立つて納税者に納得の行くように話しかければ、私たちは別に問題ないと思つたのであります。が、ちよつと私の行きまして、私たちがどこかへ雲隠れしてしまつて、労働者が今日組合をつくつて要求する。もちろん全部が全部要求をいれるということはないにしても、一応会うべ

きものはあつて事態の解決をはかる誠意を示すべきものだと思つたのであります。今日の税務署では従来そういう騒擾がないのであります。しかも一方的で今日では百人の納税者のうち、わずかに三人しか実額調査が行われていない。従つて残り九十七人はまつたく推測的なきつめてでたため税金をとられておられます。こういうことから納税者の不満というものが非常に今日あるわけでありまして、こういう事態におきましては、税務署の署長自身が団体交渉をして、個人々々で問題を解決するのではないと思ひます。もう一、二度何つておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 税務官吏も国民全般の奉仕者でございます。国民に最も親まれるところの、またほんとうに信頼されるところの税務官吏に、理想的な形になつて行くように、私もあらゆる努力を傾倒しておるのでございまして、先ほど申し上げましたように、最近におけるところのいわゆるデモといふもの、実態をなすものは、あまり納税者の方が多いといふのが実情でございます。またそういうふうな何らかの意図を持つて来られた場合において、その前に出ていかし手を盡して、いかに親切に説明申し上げたとしても、それを聞く耳を持たないといふふうな状況にある場合が非常に多いのでございます。それらの状況を判断いたしまして、ある場合においては、お話を申し上げない、お目にかからないといふことをいたすよりしかたがないといふふうな状況がたび／＼あるといふことは、私も認めるを得ないと思つたのであります。お話の通り今日税務の調査が全部完全に行つて

となつておりますが、場合によつては個人の付添いなどに同業者あたりが行つても、やはりこれに快く会つて、そして個人々々が真にみんなが口をきけるように、あるいは納得の行ける税金が拂えるまで口をきけるようになるまでは、どういふ個人々々の申告納税といふものは、私は理想的に行かぬと思ひます。こういう立場から私たちは若干、いわば先行した税法といふものが、非常に今の納税の事態の問題にしておると思ひますが、これについて一応私たちの所見を述べて、長官の御意見ももう一度伺つておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 税務官吏も国民全般の奉仕者でございます。国民に最も親まれるところの、またほんとうに信頼されるところの税務官吏に、理想的な形になつて行くように、私もあらゆる努力を傾倒しておるのでございまして、先ほど申し上げましたように、最近におけるところのいわゆるデモといふもの、実態をなすものは、あまり納税者の方が多いといふのが実情でございます。またそういうふうな何らかの意図を持つて来られた場合において、その前に出ていかし手を盡して、いかに親切に説明申し上げたとしても、それを聞く耳を持たないといふふうな状況にある場合が非常に多いのでございます。それらの状況を判断いたしまして、ある場合においては、お話を申し上げない、お目にかからないといふことをいたすよりしかたがないといふふうな状況がたび／＼あるといふことは、私も認めるを得ないと思つたのであります。お話の通り今日税務の調査が全部完全に行つて

いるという状況でないといふことは、はなはだ私どもの遺憾とするところであります。従つてこの点の改善に關しましては、あらゆる努力を傾倒しておるのであります。たとえは営業所得に關しまして、二十三年度においては、全納税者に対して六六程度の実額調査しかできなかったものであります。二十四年度におきましては非常な努力を傾倒いたしまして、大体今までの全納税者の統計をとつてみますと、地方によつてよくできたところとできないところがございますが、大体一割五、六分程度の実額調査をいたしております。また審査の請求等につきましても、何とかして急速に審査の再調査をして差し上げて早く解決することをお願いしたいと考えて、非常な努力をしておるのであります。この審査の請求をどう／＼おやりになり、しかも審査の調査に來た場合においては、これを妨害して受付けないといふふうな事態が續きますと、これは税務事務全体として崩壊に瀕するものであります。こういうふうな事態に対しては、どこまでも強く、また徹底的に調査を進めて行くといふよりほか、方法がないかと思つたのであります。

○田島(ひ)委員 今の問題に關連して、実は私は昨日具体的な問題で、国税庁長官に申し上げましたが、今河田さんの御質問で、たいへん御返答が一般的に御返答をいただきました。納税者に対しては、政府の立場から御意見でありましたけれども、実際の例のように、更正決定が來まして、わずか三千何百円の税金が納めてなかつた。その再審査中に税務署官吏が留守中によつて來て、店の商品の

○田島(ひ)委員 今の問題に關連して、実は私は昨日具体的な問題で、国税庁長官に申し上げましたが、今河田さんの御質問で、たいへん御返答が一般的に御返答をいただきました。納税者に対しては、政府の立場から御意見でありましたけれども、実際の例のように、更正決定が來まして、わずか三千何百円の税金が納めてなかつた。その再審査中に税務署官吏が留守中によつて來て、店の商品の

○田島(ひ)委員 今の問題に關連して、実は私は昨日具体的な問題で、国税庁長官に申し上げましたが、今河田さんの御質問で、たいへん御返答が一般的に御返答をいただきました。納税者に対しては、政府の立場から御意見でありましたけれども、実際の例のように、更正決定が來まして、わずか三千何百円の税金が納めてなかつた。その再審査中に税務署官吏が留守中によつて來て、店の商品の

九万何千円というものをみんな持つて行つた。税金は納められない、売物はない、食ふことができない、明日からの生活をどうするかという問題がありました。署長は会いに行つても、署長はいないというので会わない。事実こういう例が方々にあります。こういう具体的な問題に対して、納税者は一人々では非常に弱くて、何にすがつてこれを解決するか。そういう場合生活保護同盟とか、いろんな団体がありまして、そこに泣きついて行つて、そういうお力を借りられるのであります。ところが、そういう人々の行つたときに対する政府としての彈圧的な方針は、はつきりしていらつしやるのでございまして、個々の納税者が納得して納められるような、どういふ具体的な親切な方針をお示しになつてゐるのか。たずねて行つたら、死んでもしょうがないというようなことを言う。昨日も私が申し上げたように大蔵大臣の、中小企業者は多少死んでもしかたがないというような考えが、末端にまで及んでゐると思ふのです。こういうことは私の方の名古屋においても非常にたくさんあります。私も帰りました。こういう人々の相談を一々受けておりますが、私も一々税務署について行くわけには参りませんし、弱い納税者はどうしたらいいかわからない。こういう問題に対して、具体的にどういふ処置をとつておられるのか。また末端の税務署官吏に対して、何か具体的な指令なり指導なりをなさつておられるかどうか。その辺をもつと具体的に、はつきり御返答を願ひたいと思ひます。これは抽象的な御返事では解決できないのであります。これは事態を悪化させる根本的な原因ではないかと思ひます。

ますから、その点の具体的な御返答をいただきたいのです。

○田島(ひ)委員 もう一回その点で、法規上の問題はいろいろございまして、また政府としての方針で、法律上いろいろ命令もなされてゐるかもしれませんが、たゞさんの末端納税者に対して、なか／＼それが行き届いていないのが現状でございまして。また再審査中にも差押えができるという法規があるというところもございまして。法規で行けばそうかもしれませんが、明日から物を売れないという実情がございまして。

○前尾委員代理 次に御諮りいたします。たゞいま本委員会におきまして審査中の予算執行職員等の責任に関する法律案につきまして、本日決算委員会より連合審査会を開いてほしいとの申出がありました。この連合審査会開会の申出に対し、本案に関し決算委員会と連合審査会を開くことに御異議ありませんか。

○前尾委員代理 御異議ないようです。から、さう決定いたします。なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長及び理事に御一任願ひたいと存じます。

午後四時十二分散会

〔参照〕

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合より別冊附録に掲載〕

いたしてゐる次第でございまして。○田島(ひ)委員 もう一回その点で、法規上の問題はいろいろございまして、また政府としての方針で、法律上いろいろ命令もなされてゐるかもしれませんが、たゞさんの末端納税者に対して、なか／＼それが行き届いていないのが現状でございまして。また再審査中にも差押えができるという法規があるというところもございまして。法規で行けばそうかもしれませんが、明日から物を売れないという実情がございまして。そういう者に対して、一般的な御返答でなく、国税庁といたしまして、もつと末端の税務官吏なり、あるいは署長なりが親切な態度をとつて、面会に来たときなど必ず会うという方針を、具体的に御指導なさる必要があるのじやないかと思ひます。それがなされておられませんから、やはり事態が悪化するような結果になるのではないかと思ひます。その点はつきり御指令なり何なり、何らかの形でお出しになることを希望いたします。ございまして、その点の御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 繰返して申し上げておきますように、私も納税者の方々に對してできるだけ親切に、また十分信頼されるような税務官吏になるようにといふことを指示してゐるのでもございまして。そのことは、言いかえますれば、納税者の方々に對してできるだけ接触して、よく御説明申し上げる、また必ずお会いしてゐる／＼お話しも伺うといふ意味なのであります。しかしながら税務署長はたつた一人でありまして、またそれ／＼非常に広汎な仕事を持っておりますので、全部の方々に對しては、その点の具体的な御返答を願ひたいと思ひます。